

新潟県土木部都市局営繕課	
工事設計図	
仕様書	
I 共通仕様	
<p>1. 本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、「国土交通大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」（以下「標仕」という。）による。</p> <p>2. 標仕に用いられている用語を次のとおり読み替える。</p> <p>(1) 「契約書」を「新潟県財務規則（昭和57年3月1日新潟県規則第10号）別記（第78条関係）建築工事請負基準約款」（以下「約款」という。）に読み替える。</p> <p>(2) 「監督員」を「監督員」に読み替える。</p> <p>(3) 「特記仕様書」を「特記仕様」に読み替える。</p> <p>3. 次の各号に該当する標仕の項目について、標仕の規定を別表に置き換えて適用する。</p> <p>(1) 1章 各章共通事項 1節 共通事項 1.1.2 用語の定義の(ア)、(セ)、(チ)、(ト)</p> <p>(2) " " 1.4.2 材料の品質の(1)及び(2)</p> <p>(3) " " 1.4.4 材料の検査等の(1)</p> <p>(4) " " 1.6.1 工事検査の(2)及び(3)</p> <p>4. 次の掲げる標仕の規定は、適用しない。</p> <p>1章 1.1.2 用語の定義の(ニ)</p> <p>別 表（建築工事）</p>	
項目	置き換え後の標仕の規定
1章 各章共通事項 共通事項	
(1) 1.1.2 用語の定義	(ア)「監督員」とは、約款第10条に基づき請負者に通知された者をいう。 (セ)「書面」とは発行年月日及び氏名が記載された文書又は新潟県GALSシステム上で電子決裁処理された電磁的記録をいう。 (チ)「工事検査」とは、約款に基づく次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。 (ト)「工事の完成（約款第32条）」 (ト)部分の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等（約款第38条） (ト)部分引渡し後の指定部分に係る工事の完成（約款第39条） (ト)契約の解除時における出来形部分（約款第47条） (ト)必要があるとき臨時部分（約款第48条）
(2) 1.4.2 材料の品質等	(1) 工事に使用する材料は「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿（契約時の最新版）」の名称に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とするほか、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、新品とする。ただし、設計図書に定めのある場合は、この限りでない。なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間内であることを条件とするものではない。 (2) 使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。 ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合（次の(7)から(9)のいずれかに該当する材料を使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすことができる。）、この限りでない。 (7) 建築基準法その他の認定品で、マーク等の確認ができる材料 (8) 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿に記載されている材料又は製造所の製品（特記で標仕の規定に基づく品質及び性能以外を規定した場合を除く。） (9) 特記により指定された材料又は製造者の製品
(3) 1.4.4 材料の検査等	(1) 工事現場に搬入した材料は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、次の(7)若しくは(8)に該当する場合はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (7) 工事完成検査時又は工事写真で、JIS若しくはJASのマークを確認できる場合 (8) 建築基準法その他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時又は、工事写真で品質、性能を証明するマーク等を確認できる場合
(4) 1.6.1 工事検査	(2) 約款に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。 (3) (1)の通知又は(2)の請求に基づく検査及び約款第48条及び第50条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に受ける。

II 特記仕様	
<p>1. 項目は、番号に ○印の付いたものを適用する。</p> <p>2. 特記事項は、○印の付いたものを適用する。</p> <p>○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。</p> <p>◎印と◎印の付いた場合は、共に適用する。</p> <p>3. 特記事項に記載の() 内の表示番号は、標仕の当該項目、当該図または当該表を示す。なお、(参考) は標仕の「各部配筋 参考図」を表す。</p> <p>4. 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また() 内は製品名を示す。</p>	
項目	特記事項
1 工事準備(第97-2(2)の登録)	※請負工事費500万円以上の場合に登録する。(1.1.4)
2 概成工期	※無し (工期 令和 年 月 日) (1.2.1)
3 品質計画等	建築基準法に基づき指定する条件 ・地区の区分に応じた風速 (Vo (m/sec)) ・ 3.0 ・ 3.2 ・ 地表面粗度区分 ・ I ・ II ・ III ・ IV ・ 多雪地域の指定 積雪区分 建造物第1455号 別表 () (1.2.2)
4 電気保安技術者	※要 () (1.3.3)
5 発生材の処理等	1.1 追加特記 7「発生材の処理等」による。(1.3.8)
6 特別な材料の工法	標仕に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定工法による。(1.5.2)
7 技能士	通用工事別別 技能検定の職種 鉄筋工事 ・ 鉄筋施工(鉄筋組立作業) コンクリート工事 ・ 型枠施工 鉄骨工事 ・ とび アロカ/ALOK/抄工事 ・ ブロック建築 ・ ALCパネル施工 防水工事 ・ 防水施工(・727)防水工事作業 ・ 塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系防水工事作業 ・ シンク防水工事作業 石工事 ・ 石材施工(石張り作業) タイル工事 ・ タイル張り 木工事 ・ 建築大工 屋根及び土工事 ・ 建築板金(内外装板金作業) 金属工事 ・ 内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業) 左官工事 ・ 左官 建具工事 ・ サッシ施工 ・ ガラス施工 ・ 自動ドア施工 カーテンウォール工事 ・ カーテンウォール施工(PC) ・ サッシ施工 ・ ガラス施工 塗装工事 ・ 塗装(建築塗装作業) 内装工事 ・ 内装仕上げ施工(・727)系床仕上げ工事作業 補修工事 ・ 造園 ※これにより異なる場合は監督員と協議する。(1.5.5)
8 見本施工	※実施しない ・ 実施する() (1.5.5)
9 化学物質の濃度測定	1.1 追加特記 8「化学物質の濃度測定」による。(1.5.9)
10 完成図等	※下記のものを作成し提出する。なお、作成方法・部数等は、監督員の指示による。 ・ 案内図及び配置図 ・ 平面図 ・ 立面図 ・ 断面図 (1.7.1~1.7.3) ・ 仕上げ表 ・ 建物の保全に関する説明書(取扱説明書を含む)。 ※竣工図 (A3 部) ・ CADデータ ・ 下記図面をCADデータ化し電子媒体にて提出する。作成方法・媒体等は、監督員の指示による。 案内図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、矩計図、柱・基礎関係図、各伏せ図、各リスト、その他監督員が指示した図面
11 施工図等の取扱	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に譲渡するものとする。
12 工事完成写真	工事履行後、整理のうえ監督員に提出する。提出部数 部 工事完成写真は、着手前の敷地全景（敷地の位置は朱線で記入）、外周全景4面、内部主要各室、屋外施設その他監督員が必要と認め指示した箇所等とする。
13 特別完成写真	写真専門家等の撮影したカラー写真 部提出する。（ネガ又は電子データ共）大さき ※キャプション ・ 半紙 ・ 電子データ (2.0 Opdi/inch)
14 工事施工状況写真	工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通大臣官房官庁営繕部監修 営繕工事写真撮影要領（令和5年版）」による工事写真撮影方法ブック（令和5年版）」を参考とする。
15 設備工事との取扱い	提出部数 部 印刷物若しくは電子データ (DVD等のメディア)で提出する。 1.1 追加特記 6「工事区分表」による。

2 仮設工事	6 外 部 足 場	(2.2.4) 5 「手すり先行工法に関するがイ'うひ」に基づく足場の設置に当たっては、同がイ'うひの別紙1「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式で行う。
3 土工事	1 埋戻し及び盛土	・ A種 ※日種 ・ C種 ・ D種 ・ 建設汚泥から再生した処理土 (3.2.3)(表3.2.1) ・ 埋戻し 建設発生土 ・ 盛土 購入土 ・ 構内指示の場所(・敷き均し ・堆積) (3.2.5) ・ 構外搬出適切処理(指定場所) ・ 処分地未特定のため、構内置き置きし契約後変更とする
4 地業工事	2 建設発生土の処理	(3.2.5)
4 地業工事	1 試験	試験表 試験表 位置、寸法及び本数 ※図示 ・ 監督員の指示による ・ 紙の取付試験 ・ 鉛直取付試験 ・ 水平取付試験 試験位置 ※図示 載荷荷重 N/mm ² ・ 地盤の取付試験 (※平板載荷試験) 試験位置 ※図示 載荷荷重 N/mm ²
4 地業工事	2 既製コンクリート植地業	種類 (4.3.1)(4.3.2) ・ 遠心力高強度プレストレストコンクリート(P H C 杭) ・ 外鉄鋼管付きコンクリート(S C 杭) ・ プレストレスト鉄筋コンクリート(P R C 杭)
4 地業工事	試験表	試験表 上杭 中杭 下杭 本杭 上杭 中杭 下杭 先端部形状 ※開筒形 ・ 閉そく平たん形 (4.3.2) 施工法 (4.3.4~4.3.5) ・ 特定埋込み杭工法(建築基準法に基づく埋込杭工法とし、杭材料は指定又は認定条件に適合するもの) ・ セメントミルク工法 支持地盤への掘削深さ ・ 1.5m程度 ・ 支持地盤への掘削深さ ・ 1.0m以上 ・ 打込み工法 施工法の種別 () 水平方向の位置ずれ精度 ・ 100mm以下 杭の継手 ※溶接継手 () ・ 無溶接継手 (4.3.6) 杭頭部の処理 ※切断しない (4.3.8)
4 地業工事	3 場所打ちコンクリート植地業	コンクリートの種別及び設計基準強度 (4.5.4)(表4.5.1) () 種か() N/mm ² 以上 スランブ ※21 セメントの種類 ※高引セメントB種 (4.5.4) 掘削工法 ・ アースドリル工法(※安定液使用 ・ 無水掘削) (4.5.5) ・ リーフ工法 ・ オールケッキング工法(孔内の水張 ※行方行わない) ・ 場所打ち鋼管コンクリート植工法(鋼管の材料) (4.5.6) ・ 掘削杭工法(※安定液使用) (4.5.5~4.5.6) 孔壁測定 ・ 行方 ・ 行わない
4 地業工事	4 砂利地業	※再生クラッシュラン ・ 切込み砂利又は切込み砕石 (4.6.2)
4 地業工事	5 床下防湿層	施工箇所 ※建物内の土間及び土間コンクリート(ピットを除く) (4.6.6) ・ 図示による
4 地業工事	6 地盤改良	・ 深層混合処理工法 (4.7.2~4.8.3) ・ 浅層混合処理工法 材料、寸法、試験方法等 固化材の種類 ・ セメント固化工法 方式 ※機械攪拌方式 ※原位置混合方式 改良体の設計基準強度(Fc) ・ 図示による 改良体の長さ、改良体幅 ・ 図示による 固化材の配合量を決定するための対象とする地層 室内配管試験における一軸圧縮試験の供試体数 ・ 図示による 改良工事完了後の試験 供試体数、検査方法 ・ 図示による 穴留クロム溶出試験 ・ 適用する ・ 適用しない
5 鉄筋工事	1 鉄筋の種類	(5.2.1)(表5.2.1) 種類の記号 呼び径 (mm) 備考 ・ S D 3 4 5 異形鉄筋 ・ S D 2 9 5 異形鉄筋 ・
5 鉄筋工事	2 鉄筋の継手	呼び名19mm以上の柱、梁の主筋 ※ガス圧接 ・ 重ね継手 (5.3.4) 継手位置 ※各部配筋参考図による ・ 図示 機械式定着工法の適用 ・ 適用箇所() ・ 図示 ・ 種類 ()
5 鉄筋工事	3 鉄筋の最少かぶり厚さ	最小かぶり厚さは目地底から算定する (5.3.5) 耐久性上不利な箇所(塩害等を受けるおそれのある部分等)の最小かぶり厚さは下表による。 施工箇所 表5.3.6の値に加える寸法 (mm) ・

4 鉄筋工事	4 帯筋	※H形(口を除く) ・ (参考2.2)
4 鉄筋工事	5 最上階柱頭補強	※行方 ・ 行わない (参考2.1)
4 鉄筋工事	6 壁開口部の補強	一般壁 ※A形 ・ B形 ・ 図示 耐震壁 ※図示 (参考4.4)
4 鉄筋工事	7 梁貫通孔の補強形式	※H形 ・ M H形 ・ M形 ・ 既製品(建築基準法による指定又は認定を受けたもの) (参考7.1)
4 鉄筋工事	8 圧接完了後の採取試験	※超音波探傷試験 ・ 引張試験 (5.4.9)
4 鉄筋工事	9 機械式継手	適用箇所 ※図示 ・
4 鉄筋工事	10 溶接継手	適用箇所 ※図示 ・
6 コンクリート工事	1 普通コンクリートの設計基準強度	設計基準強度 Fc(N/mm ²) 施工箇所 スランブ ・ 21 ・ ・ ※24 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ※構造体コンクリート：発注強度=設計基準強度(Fc)+構造体強度補正值(S) (6.2.1)(表6.2.1)
6 コンクリート工事	2 レディミキストコンクリートの種類	※I類 ・ II類 (6.2.1)(表6.2.1)
6 コンクリート工事	3 セメントの種類	※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 (6.3.1)(6.3.2)(表6.3.1) ・ 高炉セメントB種 () 普通ポルトランドの品質は、JIS R5210に示された規定のA、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、既製コンクリートに用いる場合を除く。 水と熱 7d 352 J/g以下 28d 402 J/g以下
6 コンクリート工事	4 骨材の品質	アルカリシリカ反応性による区分 (6.3.1)(6.5.4) ・ A ・ ※B(※コンクリート中のアルカリ総量 R t = 3.0kg/m ³ 以下)
6 コンクリート工事	5 混和材料の種類	※混和剤 ・ 混和材 (6.3.1)(6.3.2)
6 コンクリート工事	6 無筋コンクリート	※下記のコンクリートは無筋コンクリートとして扱う。 ・ 建物内土間コンクリート、ポーチ、大走り、機械室等
6 コンクリート工事	7 コンクリート躯体表面の処理	外装が剥離する面の躯体表面の処理 (6.8.3)(11.3.5)(15.3.4) M C R工法又は(15.3.4)(4)による目置り工法とする。なお、目置り工法の場合は、モルタルの接着に適した粗面に仕上げ上げる工法を、1.2.2施工計画による品質計画で定める。また、粗面の状態は、監督員の承諾を受ける。 適用範囲は11章タイル工事 3コンクリート素地面の処理による。 コンクリートの増打ち厚さ ※20mm
6 コンクリート工事	8 コンクリート打ち仕上げ	厚さは板の厚さとする。(表6.2.4) 種別 コーণの仕上げ面 厚さ 施工箇所 ・ A種 ・ 面うち ・ 面と同一 ※12mm ・ 15mm 図示 ・ B種 ・ 面うち ・ 面と同一 ※12mm ・ 15mm ・ C種 " " " "
7 左官工事	1 床コンクリートの直均し仕上げ	下表以外は標仕表6.2.4及び標仕15.4.2による (表6.2.4)(15.4.1)(15.4.2) 施工箇所 平たんさ(mm) 備考 71-727(7)抄(補構法)範囲 1mにつき10以下 塗料塗り場合も含む 71-727(7)抄(補構法)範囲 3mにつき7以下
7 左官工事	2 仕上げ塗料仕上げ	(15.6.2)(表15.6.1) 種類 ・ 呼び名 仕上げの形状等 ・ 外装薄塗料 E ・ 砂壁状じゅらく ・ 内装薄塗料 E ・ 複層塗料 C E ・ 砂壁状 ・ 複層塗料 F 耐候性 ※3種 ・ 2種 ・ 1種 ・ 複層塗料 R S 滑膜 ※水系 ・ 滑膜系 ・ 防水形複層塗料 E ・ ※珪藻土系 ・ 防水形複層塗料 R E ・ ※珪藻土系 ・ ・ ※つやあり・つやなし ・ ・ 防汚 ・ 防水形は増塗を行う。 防火材料の指定 ※壁内の壁、天井の仕上げ材は防火材料とする。(15.5.2)
8 排水工事	1 屋外雨水排水	排水管材料 (21.2.1)(表21.2.1) 材 種 管の種類 管形状(接合方法) ※遠心力鉄筋コンクリート管 ※外圧管(※1種 ・ 2種) B形(ゴム接合) ・ 硬質塩化ビニル管 ※V P ・ V U ・ R S - V U ・
8 排水工事	側溝の形状及び寸法	・ 図示 ・